

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から40年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年4月から40年8月まで

私は、申立期間における国民年金保険料の納付記録について社会保険事務所に照会したところ、納付事実が確認できないとの回答をもらった。

国民年金の加入手続は夫が行い、保険料は自宅兼会社事務所でA市B出張所から来た集金人に支払ったはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金に係る加入手続を行ったとしている申立人の夫は、国民年金に加入した経緯、集金人とのやりとり、国民年金手帳の色及び集金人の姓を覚えており、記憶している保険料の額も当時のものと一致するなど供述が鮮明かつ具体的であり、申立内容に不自然な点はみられない。

また、申立人が当時居住していた地区の住人は、申立期間当時、集金人が国民年金保険料の集金を行っていた旨証言しているほか、申立人の夫が経営していた事業所に勤務していた元従業員は、申立人から国民年金保険料を納付していたことを聞いたことがあると証言している。

さらに、申立人は、昭和36年8月に国民年金に任意加入し、37年12月26日に、同年2月から38年3月までの保険料を一括して納付していることを踏まえると、直後の申立期間の保険料を納付していないのは不自然である。

加えて、申立期間当時、申立人の夫は会社を経営していたが、当時の従業員は経営状態に問題はなかったと証言しており、保険料を納付できない事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格喪失日に係る記録を昭和27年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月14日から同年9月1日まで

A社に勤務した厚生年金保険加入期間について社会保険事務所に照会したところ、本店の加入期間は昭和27年1月19日から同年8月14日まで、B支店の加入期間は同年9月1日から36年8月11日までとの回答をもらった。

私は、昭和27年1月にA社に入社し、60年5月に定年退職したにもかかわらず、本店から支店への異動により未加入期間が生じていることに納得できない。27年8月14日から同年9月1日までの期間も厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人が保管する表彰状及びA社作成の書類（住所録、人事記録）から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和27年9月1日にA社本店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から 30 年 1 月 21 日まで
② 昭和 31 年 10 月 1 日から 36 年 10 月 1 日まで

私は脱退手当金を受けていることになっているが、脱退手当金の書類を提出した記憶も無く、また、脱退手当金を受領した記憶も無い。

退社した当時は、出産・子育てに忙しく、脱退手当金という制度があることも知らなかった。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における脱退手当金は、厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約2年5か月後の昭和39年3月25日に支給されており、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金の支給を受けたとされる時期には、既に国民年金に加入して国民年金保険料を納付しており、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①と申立期間②との間にあって同一の厚生年金保険の記号番号で管理されているB社C支店の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月から7年3月までの期間及び8年8月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年11月から7年3月まで
② 平成8年8月から同年9月まで

私は、申立期間当時勤務先が変更になったが、正社員でない期間が発生したために国民年金に加入した。当時のことはほぼ明確に覚えているが、忙しかったので母に納付をお願いした。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金手帳記号番号は、厚生年金保険の番号として平成7年3月から4月ごろに払い出されており、このほかに手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間①の国民年金保険料の納付は母親が行ったとしており、申立人は保険料納付に関与していない。

さらに、申立期間①及び②に申立人が居住していたA町には、申立人の父母の国民年金被保険者名簿は存在しているが、申立人の同名簿は存在しておらず、また、社会保険庁が保管する国民年金被保険者台帳では、申立人の国民年金の被保険者資格取得日が平成18年9月9日と記録されていることから、申立期間①及び②の期間は、共に未加入期間であったことがうかがえる。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 12 月までの期間、50 年 1 月から同年 3 月までの期間、51 年 10 月、54 年 2 月及び同年 3 月、55 年 4 月から 62 年 3 月までの期間、平成 2 年 4 月から同年 10 月までの期間並びに 4 年 5 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月から同年 12 月まで
② 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 51 年 10 月
④ 昭和 54 年 2 月及び同年 3 月
⑤ 昭和 55 年 4 月から 62 年 3 月まで
⑥ 平成 2 年 4 月から同年 10 月まで
⑦ 平成 4 年 5 月から同年 10 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間における納付の事実が確認できないとの回答をもらった。

私は、夫と二人で自営業をしていたが、経営は安定しており生活に困ったことも無く、国民年金保険料について納付できなかったことや免除の申請をしたことも無い。

国民年金保険料は、夫と合わせて二人分を当時住んでいた A 市の各支所、銀行及び信用金庫などで納付していた。すべての期間の保険料を納付期限内に納付していたので納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、すべての申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間が7つの期間で合計112月と長期間となっており、これだけの期間にわたって行政機関等が事務処理を続けて誤ることは考えにくい。

さらに、申立人は、国民年金保険料については申立人の元夫と合わせて二人分をA市役所及び金融機関で納付期限内に納付したと主張しているが、申立期間①、②及び③については、A市が保管している国民年金被保険者名簿から元夫も未納になっていることが確認できるほか、過年度で納付している記録が5回認められるなど、納付に関する記憶が曖昧である。

加えて、申立期間⑤の一部については、A市が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳では、国民年金保険料を申請免除した記録が確認できる。

このほか、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の旧姓及び結婚後の姓で氏名を検索したが、未統合の記録は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から59年3月まで
私は、申立期間の保険料を郵便局で納付した。領収書も大事に保管しているが、領収書には領収印が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の過年度納付に係る「納付書・領収証書」（取扱庁は、A社会保険事務所）を所持しているが、その領収証書には領収印が無い。

また、申立人は、国民年金の加入期間について、納付済みとなっている期間が無く、保険料免除の期間又は未納の期間となっているほか、国民年金手帳記号番号は昭和59年5月ごろに払い出されたと推測され、当時、住所があったB市が保管している国民年金被保険者名簿でも保険料納付の事実を確認できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 9 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 9 年 3 月まで
私は、昭和 50 年 3 月から平成 19 年 10 月まで国民年金に任意で加入しており、保険料については毎月銀行で納付していた。
領収書は保存していないが、納付していたことは間違いないので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳に、申立期間は第 3 号被保険者期間と記録されているとともに、A 市が保管している国民年金被保険者記録票においても同様の記録となっていることから、第 3 号被保険者期間である申立期間については、納付書が発行されることは無い。

また、申立期間の保険料については、毎月銀行で納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成 3 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成 3 年 7 月まで
昭和 62 年 4 月に、夫と同居を始めたときに国民年金の加入手続をした。そのときから国民年金保険料は、夫が税金等と一緒に二人分の保険料を毎月市役所に持参し納付した。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及びA市が保管する国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは平成 6 年 12 月 8 日であることが確認でき、ほかに別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間のすべては時効のため国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から平成 3 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から平成 3 年 7 月まで
退職するときに、上司から国民年金は国民の義務なので保険料は必ず納付するように指導されたので、退職後すぐに加入し納付した。また、昭和 62 年 5 月に結婚してからは、妻の分の保険料と一緒に毎月市役所に持参し納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付のため市役所に行った記憶はあるが、納付方法や納付金額については記憶が無いほか、申立期間のうち、申立人の妻の分と一緒に納付したとする昭和 62 年 5 月から平成 3 年 7 月までの期間については、社会保険庁のオンライン記録及びA市が保管する国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立人の妻の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは平成 6 年 12 月 8 日であることが確認できることから、当該期間のすべては、時効のため国民年金保険料を納付することはできない期間となるし、現に、上記オンライン記録及び被保険者名簿によれば、申立人の妻は未納の記録となっており、妻の分と一緒に納付したとの申立人の主張には不合理な点が見受けられる。

また、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月から53年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月から53年3月まで

私の父は、昭和50年2月に、A村役場で国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ってくれた。そのとき、父から付加保険料も納付したと言われたのを覚えているので、申立期間を付加保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が昭和50年2月に国民年金の加入手続を行ったと同時に、付加年金の加入の申出も行ったと主張しているが、申立期間当時、申立人が居住していたA村が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）には、付加年金の加入を示す「所得比例」の記載が無い上、申立人が所持する年金手帳でも、付加年金加入の記載があるのは、55年6月27日からであることが確認できる。

また、A村からは、「当時、付加保険料を納付するには、定額保険料と付加保険料を併せた額を記載した一枚の納付書を用いていた。」との回答を得ていることから、付加年金に加入しながら、定額保険料のみ納付済みとなり、付加保険料が未納となることは考え難く、申立期間当時、申立人の両親と同居していた兄弟の納付記録を見ても、付加保険料の記録が無いことから、申立人の父が申立人のみを付加年金に加入させていたことも考え難い。

さらに、申立人の父は高齢により記憶が定かでないため、同人から当時の状況を聴取することができない。

加えて、申立人の父が申立期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人の父が申立期間の付加

保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 2 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月から同年 9 月まで

私は、申立期間当時失業しており、両親から国民年金に加入するように勧められ書類が送られてきたので、国民年金加入の書類に保険料を添えて父に渡した。後日、父は A 町役場（現在は、B 市役所）で加入手続及び保険料の納付を行ったと思うので、保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人は、記録管理がオンライン処理化された後の平成 18 年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間の保険料を納付するためには、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、ほかに別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないとともに、B 市役所(申立期間当時は、A 町役場)からは「申立期間当時、申立人は国民年金に未加入のため被保険者名簿は存在しない。」との回答を得ていることから、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父は、高齢のため記憶が定かでは無く、同人から当時の状況を聴取することができない。

さらに、申立人の父が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 12 月 1 日から 11 年 2 月 1 日まで
前職場を退社した平成 10 年 11 月末日か翌日の同年 12 月 1 日にA社の本社 3 階で面接を受け、同社に採用され、同年 12 月から 16 年 10 月末まで勤務した。

しかし、社会保険庁の記録では、A社での厚生年金保険の加入期間が平成 11 年 2 月 1 日から 16 年 11 月 1 日までとなっていた。

入社後の平成 10 年 12 月の半ばになっても健康保険被保険者証をもらえず、同時期に採用になった元同僚とA社の担当者に催促し、やっと 11 年 2 月に渡されたことを覚えているものの、10 年 12 月から同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の給与支給控除一覧表や元同僚の証言から、当該事業所に平成 10 年 12 月ごろに入社していたことが推認できるが、当該事業所の同一覧表によると、厚生年金保険料が給与から控除されているのは平成 11 年 3 月給与（同年 2 月分）からであり、申立期間については、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、当該事業所が副本を保管する、B健康保険組合に提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」や社会保険庁の当該事業所の記録によると、申立人の厚生年金保険の資格取得は平成 11 年 2 月 1 日である。

さらに、社会保険庁の記録において、厚生年金保険の資格取得日が申立人と同じ平成 11 年 2 月 1 日の元同僚 14 人に照会したところ、入社時期を

記憶している9人のうち、7人が自身の記憶している入社時期と資格取得日が異なっており、しかも、入社時期から資格取得日までの期間は、おおむね当該同僚が記憶している試用期間に相当することから、当該事業所では試用期間は厚生年金保険に加入させておらず、入社から一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間に事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 7 月 1 日から 28 年 9 月 1 日まで

昭和 24 年 4 月から 30 年 12 月までの期間は進駐軍施設のクラブに勤務したが、社会保険事務所に照会したところ、26 年 7 月から 28 年 8 月までの期間は厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

しかし、昭和 24 年 4 月から 30 年 12 月までの期間は、途中で一度も退職することなく継続して勤務していたので納得できない。

A 渉外労務管理事務所が行っていた厚生年金保険業務をクラブに移管する際に、何らかの手違いがあったとしか考えられない。

申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

資料館収蔵の渉外労務管理事務所に関する「退職手当支給台帳」（自昭和 24 年度、至 26 年度）及び申立期間当時の同僚の証言から、申立人は申立期間も継続して当該事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、連合国軍の施設で働く従業員は、昭和 24 年 4 月 1 日以降はすべて日本政府の直接使用人として渉外労務管理事務所に所属し健康保険及び厚生年金保険に加入していたが、26 年 7 月 1 日以降は、当時の厚生省通知により適用の見直しがあり、クラブ等に使用される者は政府の直接使用人ではなくなり、それ以降はそれぞれの事業所が厚生年金保険の適用事業所となった時点で加入することとされたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは 28 年 9 月 1 日であり、申立期間当時は適用事業所となっていない。

また、上記「退職手当支給台帳」によると、申立人は A 渉外労務管理事務所を昭和 26 年 6 月 30 日に退職したことが確認でき、社会保険庁の申立

人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は同年7月1日である上、相当数の元同僚等にも同様の記録が認められる。

さらに、社会保険事務所が保管するA 渉外労務管理事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる給与明細書等の関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。